

香川高等専門学校詫間キャンパス学生相談室規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規程第18条第2項の規定に基づき、詫間キャンパスに設置する学生相談室について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生相談室は、学生からの相談に応じ、問題解決に必要な指導及び助言を行うため、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- 一 就学に関すること
- 二 精神衛生に関すること
- 三 学生のプライバシーに関すること
- 四 前各号の事項に必要な調査研究に関すること
- 五 その他学生相談に関すること

(組織)

第3条 学生相談室に次の職員を置く。

- 一 室長
- 二 相談員 若干名
- 三 カウンセラー 若干名
- 四 補助相談員

(任命)

第4条 室長は、校長が任命する。

2 相談員は、各学科及び一般教育科からの推薦に基づき、校長が任命する。

3 カウンセラーは、学外の有識者に校長が委嘱する。

4 補助相談員は、本校の看護師をもって充て、校長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第1号及び第2号に規定する職員の任期は1年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第6条 室長は、学生相談室任務を掌理する。

2 相談員は、主として学生の相談等に関し、助言し援助に当たる。

3 カウンセラーは、主として専門的な立場から助言を行う。

4 補助相談員は、相談員及びカウンセラーを補佐するとともに、学生相談室の補助的任務に当たる。

(委員会)

第7条 学生相談室の円滑な運営を図るため、香川高等専門学校詫間キャンパス学生相談室委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。